

委員会提出議案第一号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第二項の規定により提出する。

令和五年十一月二十九日

提出者 総務区民委員会委員長

高山 泰



文京区議会議長 白石 英行 様

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（案）

長期に及ぶコロナ禍により、事業者は、規模の大小、業種・業態を問わず、売上の激減、収益の悪化に見舞われ、未だに事業の存続の危機に直面しています。

加えて、都民の日常の生活はもとより、サラリーマンや事業者は、仕事の仕方にも変化が生じるなど、予想だにしなかった苦難が降りかかっています。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にも増して厳しく、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機に晒されています。

このような社会経済環境に加え、今年10月からは消費税のインボイス制度が施行され、従来以上に事務負担が重くのしかかる中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、諸物価の高騰や社会保険料などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、文京区議会は、東京都に対し、下記の軽減措置を継続されるよう要望いたします。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和6年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和6年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和6年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年　月　日

文京区議会議長名

東京都知事　宛て